

揖斐川町公式ホームページリニューアル業務委託
プロポーザル実施要項

令和7年9月

揖斐川町 総務部 政策広報課

1. 業務の概要

1.1 業務名

揖斐川町公式ホームページリニューアル業務

1.2 目的

本業務は、揖斐川町公式ホームページについて、全ての利用者が使いやすく魅力的なデザインへ刷新するとともに、全職員が情報発信を行える環境を構築し鮮度の高い情報をタイムリーに発信できるようにすることを目的とする。

については、公募型プロポーザル方式により、優れた提案を広く求め、価格評価のみならず、企画提案書やヒアリング内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を、本業務委託の受注者として選定する。

1.3 業務内容

【別紙】「揖斐川町公式ホームページリニューアル業務委託」仕様書のとおり

1.4 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

(リニューアル後のホームページの公開は、令和8年4月1日とする)

1.5 提案上限額

本業務にかかる費用の合計額は、14,300,000円以内とする（消費税および地方消費税を含む）。なお、この合計額を超えた提案は無効とする。

1.6 支払い方法

本業務にかかる費用は、完了検査終了後、請求があった日から30日以内に指定された口座に振り込む。

2. プロポーザルに関する事項

2.1 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、【様式 1】参加申込書の提出日現在において以下の条件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 揖斐川町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年揖斐川町告示第 71 号）第 3 条に規定する排除措置の対象となる法人等でないこと。
- (5) 提供する CMS が本告示前日から過去 5 年以内に、他の地方公共団体公式ホームページにおいて完了し、引渡しをしたクラウド型 CMS での「ホームページ作成業務」の実績を有している者
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。

2.2 スケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| (1) 実施要項の公表（公募開始） | 令和 7 年 9 月 12 日（金） |
| (2) 質問の受付締切 | 令和 7 年 9 月 19 日（金）17 時まで |
| (3) 質問に対する最終回答 | 令和 7 年 9 月 24 日（水） |
| (4) 参加申込書提出期限 | 令和 7 年 9 月 29 日（月）17 時まで |
| (5) 参加資格審査結果通知 | 令和 7 年 10 月 1 日（水） |
| (6) 企画提案書、見積書提出締切 | 令和 7 年 10 月 8 日（水）17 時まで |
| (7) 一次（書面）審査結果通知 | 令和 7 年 10 月 14 日（火） |
| (8) 二次（プレゼンテーション）審査 | 令和 7 年 10 月 22 日（水）～24 日（金） |
| | ※上記のうち一日を予定 |
| (9) 最終審査結果の通知 | 令和 7 年 10 月下旬 <予定> |
| (10) 契約締結 | 令和 7 年 10 月下旬 <予定> |

※都合により変更する場合があります。

2.3 参加申込書の提出

2.3.1 提出期間

令和 7 年 9 月 29 日（月曜日）17 時まで

※郵送の場合は、9月29日（月曜日）17時までに必着とする。

2.3.2 提出場所・方法

政策広報課へ事前に電話連絡のうえ、参加申込書などを持参、または郵送により提出すること。

2.3.3 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出しなければならない。

- (1) 【様式1】参加申込書
- (2) 【様式2】参加資格に関する申立書
- (3) 【様式3】会社概要書
- (4) 【様式7】業務実績調書

2.3.4 参加資格確認通知

令和7年10月1日（水曜日）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

2.3.5 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（任意の様式）を政策広報課へ事前に電話連絡のうえ、持参して提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

2.4 質疑および回答

質疑がある場合は、【様式4】質疑書を提出すること。質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

2.4.1 質疑書の提出

- (1) 提出期間

令和7年9月19日（金曜日）17時まで

- (2) 提出場所・方法

政策広報課へ持参、または電子メール（kouhou@town.ibigawa.lg.jp）にて提出すること。なお、件名は「揖斐川町公式ホームページリニューアル業務質疑」とすること。

2.4.2 質疑書の回答

令和7年9月24日（水曜日）までに町ホームページ上に掲載する。

2.5 企画提案書などの提出

参加申込書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書などを提出すること。なお、提案は1社1案とする。

2.5.1 提出書類

提出書類	部数
1. 企画提案書（任意の様式） ※1社1案とする	10部
2. CMS機能要件一覧表 【別紙1】	10部
3. 企画提案書の電子データ（CD-RまたはDVD-R）	1枚
4. 費用見積書（構築費用） 【様式5】	1部
5. 費用見積明細書（構築費用） 【様式5別紙】	1部
6. 費用見積書（保守費用） 【様式6】	1部
7. 費用見積明細書（保守費用） 【様式6別紙】	1部

2.5.2 提案書などの提出

(1) 提出期間

令和7年10月8日（水曜日）17時まで

(2) 提出場所

政策広報課へ事前に電話連絡のうえ、企画提案書などを持参または郵送により提出すること。

(3) 提出方法

事務局へ郵送（書留郵便）または持参するものとし、電子メールでの受付は不可とする。持参の場合は、開庁日の8時30分から17時までの間で受け付ける。

※郵送の場合は、令和7年10月8日（水曜日）17時までに必着とする。

※郵送の場合は、「1、2、3、4、5、6、7」をあわせて封入し、封印をしてから提出すること。また、封筒にはそれぞれの提出書類名を記載すること。

2.6 企画提案書などの作成

2.6.1 企画提案書などの作成

【別紙2】企画提案書作成要領に基づき作成すること。

2.6.2 見積書の作成

(1) 構築費用

設計関連費、デザイン費、CMS導入費、外部ASP導入費、サーバなどの環境構築費、データ移行費、研修費、他機能導入費など、リニューアル業務にかかるすべて

の費用の合計を記載すること。ただし、構築費用の合計金額は14,300,000円以内とする（消費税および地方消費税を含む）。提案金額が上回った場合は失格とする。

(2) 保守費用

令和8年度以降の単年度のハードウェア、ソフトウェアなど、システム保守にかかるすべての費用の合計を記載すること。

なお、保守費用については、2年目以降も特別な理由がないかぎり、増額は認めない。

2.7 優先交渉権者などの選定方法

書類審査による一次審査とプレゼンテーションによる二次審査で評価・採点（1,000点満点）を行い、合計点数の高い順から優先交渉権者および次点交渉権者とする。

2.7.1 一次審査（600点）

【別紙3】審査実施要領に沿って、次の4つの書類について評価し、点数化する。

(1) 基準点(150点)・・・CMS機能要件一覧表

- ・提案するCMSに標準実装の場合は「○」、代替案・有償カスタマイズで対応する場合は「△」、対応不可の場合は「×」を記載すること。
- ・代替案を記載する場合には、備考欄に実現方法を記載すること。
- ・有償カスタマイズの場合は見積書に金額を含め、備考欄にも同額の金額を記載すること。

(2) 提案評価点(350点)・・・企画提案書

(3) 価格点ア(40点)・・・費用見積書（構築費用）

(4) 価格点イ(60点)・・・費用見積書（保守費用）

2.7.2 一次審査結果通知

一次審査の結果は、参加者全員に対し令和7年10月14日（火曜日）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

なお、この時点での一次審査の評価点数は公表しない。

2.7.3 二次審査（400点）

【別紙3】審査実施要領に沿ってプレゼンテーションの内容を評価し、点数化する。

2.7.4 優先交渉権者の決定

一次審査と二次審査の合計（1,000点満点）で、最高評価点を得た者を優先交渉権者とする。提案者が1社の場合および最高評価点獲得者が2社以上ある場合の契約候補者の選定は、【別紙3】審査実施要領に沿って行う。

2.7.5 最終審査結果通知および優先交渉権者の公表

(1) 結果通知

最終審査の結果は、参加者全員に対し、令和7年10月下旬（※予定）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(2) 公表

参加者数、優先交渉権者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）、評価点などの審査結果は、令和7年10月下旬（※予定）に本町ホームページ上に公表する。

(3) 非選定理由の説明

非選定理由について説明を求める場合は、最終審査結果通知後1週間に限り認める。

2.8 契約

2.8.1 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、本業務にかかる契約を締結する。

ただし、「仕様書4. データ移行に関する要件」に示すとおり、移行対象データ数が変動する予定のため、提案金額に基づいて再度費用見積書を提出したうえ、契約金額を決定する。

なお、本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない（企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く）。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本町と協議のうえ、その承認を得るものとする。

2.8.2 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

2.8.3 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか、揖斐川町契約規則などの定めるところによる。

2.8.4 契約期間

(1) リニューアル業務にかかる業務委託契約

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(2) 運用保守にかかる業務委託契約

令和8年度以降の運用保守については、別途契約をすることとする。

2.8.5 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10/100以上とする。なお、揖斐川町契約規則第30条に掲げる条件を満たす場合は、契約保証金を免除する。

2.9 プロポーザル参加に際しての留意事項

2.9.1 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格、または無効とする。

- (1) 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書などの提出がされない場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合
- (5) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- (6) 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

2.9.2 留意事項

- (1) 提出された企画提案書などは返却しない。
- (2) 提出以降における企画提案書などの追加、差し替え、および再提出は認めない。
- (3) 提出された企画提案書などは、選定を行う作業に必要な範囲において、本町が複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書などの作成、提出、プレゼンテーションなどのプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (6) 提出された書類は揖斐川町情報公開条例、および揖斐川町個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7) 企画提案書などの作成のために本町より受領した資料は、本町の許可なく公表、または使用することはできない。

【問い合わせ先および各種書類の提出先】

揖斐川町 総務部 政策広報課

〒501-0692 岐阜県揖斐川郡揖斐川町三輪 133 番地

(Tel) (0585)22-2112 (課直通)

(Fax) (0585)22-4496

(e-mail) kouhou@town.ibigawa.lg.jp